

No.091 (不定期刊)

“Great Wall” Street Journal

# 長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社  
上海駐在員事務所 所長  
奥山 要一郎  
2007年入社。本社シニアストラテジ  
スト等を経て、2015年より現職

## 人は高きに歩き、水は低きに流れる

「黄河を制する者は天下を制する」——。このような言い伝えがあるように、中国では治水の重要性和関心度が非常に高い。中国最古の王朝である夏を開いた禹(う)王は、黄河の治水事業に成功して人々から尊敬されたという。現代でも、政府の重要官庁として水利部(省)があるほどだ。水との関わりは深く、そして長い。

★ ★ ★ ★ ★

中国では今年、6月からの断続的な大雨で、長江流域を中心に浸水や洪水、土砂崩れなどの水害が相次いでいる。同流域の平均降水量(6～7月中旬)は1961年以降で最多となり、被災者は約4000万人に上る。日本でも「三峡ダムが決壊するのでは」というニュースをご覧になった方が多いと思う。私もこれに関して問い合わせを受けるが、専門家ではなく、情報も少ないので何とも言えないのがホンネだ。「ブラック・スワン」(めったに起こらないが、壊滅的被害をもたらす事象)的なものだと思うのだが…。ちなみに中国では決壊や崩壊云々の報道は全くない(報道がないから問題なしとは限りません)。

中国では水関係の話をよく耳にする。カタいところでは「南水北調」という国策が挙げられよう。「南方地域の水を北方地域に送り慢性的な水不足を解消する」というこの巨大プロジェクトは、「西部大開発」の目玉として位置付けられている。また、通称「水十条」(2015年策定)と呼ばれる水質汚染防止政策も重要だ。汚染物質排出の抑制や工業用水の循環利用などが盛り込まれ、環境問題がこれまで以上に重視されている。

株の世界では投資を「水」に例えて表現することもある。中国と香港の相互取引であるストックコネクト。中国⇒香港への投資マネーは「北水」、逆に香港⇒中国へは「南水」という。これらを積極的に取り扱う我が証券業界は立派な水商売とでもなるか。

水関係では切実な問題もある。中国は水周りがトコトン弱い。五つ星の高級ホテルでさえ、シャワー室から水が漏れ、トイレが上手く流れないケースが散見される。自宅マンションの洗面所では、下水が逆流したような悪臭が漂うこともある。大雨が降れば地下鉄駅では雨漏りが見られ、街には絶望的な水たまりが無数に広がる。そもそもの設計が悪いのか、雨が想定外の大きさなのか……。

長江では98年夏にも大洪水が起きた。当時滞在していた香港で、市民が災害支援の募金活動を行っていたのをよく覚えている。当時の江沢民国家主席は洪水対策を優先するため、同年9月6日の来日予定を11月25日に先延ばしした。22年後の今日、新型コロナ禍と長江洪水のさなかで国家主席の国賓来日をめぐり様々な意見が飛び交っている。何かの因果なのだろうか。

先日、洪水関連で「堤防を爆破」というニュースを見た。「溢れるなら壊してしまえ この堤防」というへたな川柳を言っている場合ではないが、爆破とはなんと豪快、いや乱暴な!と思ってしまう。しかし、冒頭の禹王にも通じるところがある。実は禹王の父、鯀(こん)も治水に取り組んだのだが、「堙(いん=ふさぎとめる)」と「障(さえぎる)」というやり方でうまく行かなかった。禹王はこれを引き継ぎながらも、「疏(水の流れをよくする・分けて通す)」と「導(みちびく)」という方法で成功した。水を力づくで止めるのではなく、必要な所に導いていく。この発想が現代にも生きていた……のかもしれない。

★ ★ ★ ★ ★

香港の伝説のアクションスター、ブルース・リー(李小龍)は水にまつわる名言も残している。曰く「Now water can flow or it can crash (水は自在に動き、ときに破壊的な力をも持つ)」。まさにその通り。そしてこう続く。「Be water, my friend (友よ、水になれ)」。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

## ◆ 注 意 事 項 ◆

### 外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

### 手数料等およびリスクについて

#### ①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 0.8800%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

### 利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2020 年 7 月 22 日  
審査部審査済